く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3)　学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4)　（略）

ロ～タ　（略）

二　（略）

（精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準）

第六条　法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。

イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3)・(4)　（略）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

第二十四条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（病原体等取扱主任者の要件）	（病原体等取扱主任者の要件）
第三十一条の二十二　法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であって、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。	**第三十一条の二十二**　法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であって、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）